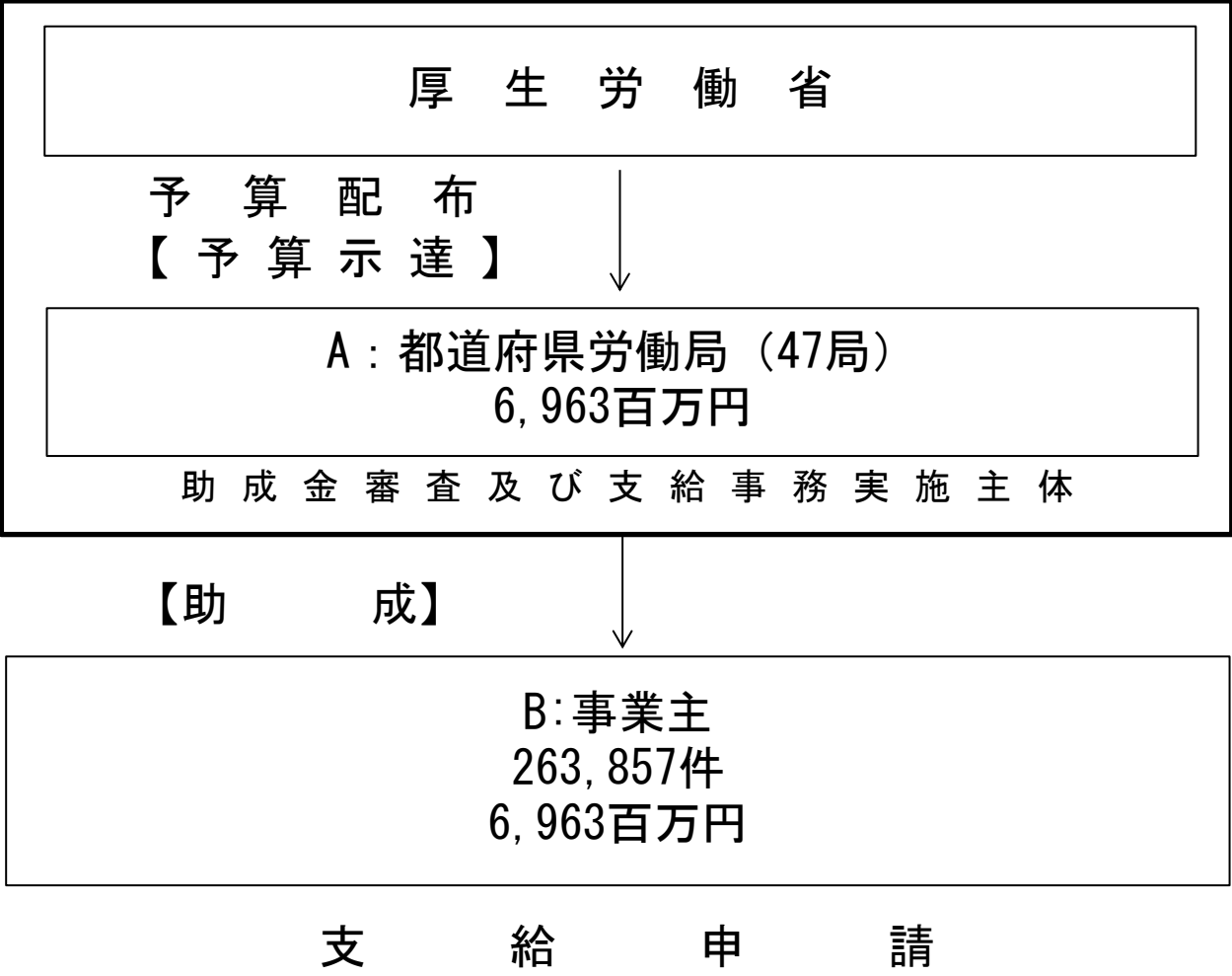


平成２７年度行政事業レビューシート（厚生労働省）											
事業名		雇用調整助成金			担当部局庁		職業安定局		作成責任者		
事業開始年度		昭和５６年度	事業終了 （予定）年度	終了予定なし	担当課室		雇用開発企画課		雇用開発企画課長 北條 憲一		
会計区分		労働保険特別会計雇用勘定			政策・施策名		Ⅳ－２－１ 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること				
根拠法令 （具体的な条項も記載）		雇用保険法第62条第1項第1号 雇用保険法施行規則第102条の2及び第102条の3			関係する計画、通知等		－				
主要政策・施策					主要経費		社会保障				
事業の目的 （目指す姿を簡潔に。3行程度以内）		景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主を支援することで、その雇用する労働者の失業の予防その他雇用の安定を図る。									
事業概要 （5行程度以内。別添可）		景気の変動、産業構造の変化等、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされ、休業、教育訓練又は出向を行った事業主に対して、休業手当、賃金又は出向労働者に係る賃金負担相当額の一部を助成する。休業を行った事業主に対しては、休業に係る手当相当額について、助成率（大企業1/2、中小企業2/3）を乗じて得た額の助成を行う。教育訓練の場合は、教育訓練に係る賃金相当額の助成率（大企業1/2、中小企業2/3）に加えて、訓練費として1人1日当たり1,200円を加算する。出向については出向元事業主が負担した賃金相当額について助成率（大企業1/2、中小企業2/3）を乗じて得た額の助成を行う。 ※平成25年度より中小企業緊急雇用安定助成金と統合									
実施方法		直接実施									
予算額・執行額 （単位：百万円）				24年度	25年度	26年度	27年度	28年度要求			
		予算 の 状 況	当初予算	25,218	117,545	54,522	19,273	10,712			
			補正予算	－	－	－	－				
			前年度から繰越し	－	－	－	－	－			
			翌年度へ繰越し	－	－	－	－				
			予備費等	－	－	－	－				
		計	25,218	117,545	54,522	19,273	10,712				
		執行額		11,088	54,111	6,963					
執行率（％）		44%	46%	13%							
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
		平成26年4月～6月に雇用調整助成金を利用した事業所における対象被保険者の6か月経過後の雇用維持率90%以上		雇用維持率		成果実績	％	92.2	93.7	90.3	
						目標値	％	90	90	90	90
						達成度	％	102.4%	104.1%	100.3%	
成果目標及び成果実績 （アウトカム）		定量的な成果目標		成果指標			単位	24年度	25年度	26年度	目標最終年度 27年度
		利用事業主にアンケート調査を実施し、雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合90%以上		雇用維持を図ることができた旨の評価がえられた割合		成果実績	％	92.4	91.5	92.5	
						目標値	％	90	90	90	90
						達成度	％	102.7%	101.7%	102.8%	
活動指標及び活動実績 （アウトプット）		活動指標				単位	24年度	25年度	26年度	27年度活動見込	
		延支給決定対象者数（人）			活動実績	人	679,035	2,400,673	263,857		
					当初見込み	人	958,983	4,389,772	2,364,043	627,670	
単位当たりコスト		算出根拠				単位	24年度	25年度	26年度	27年度見込	
		単位当たりコスト＝総支給額／延支給決定対象者			単位当たりコスト	円／人	16,329	22,539	26,389	30,705	
					計算式	X/Y	11,087,882千円／679,035人	54,110,788千円／2,400,673人	6,962,940千円／263,857人	19,272,772千円／627,670人	
平成27・28年度予算内訳 （単位：百万円）	費目		27年度当初予算	28年度要求	主な増減理由						
	助成金		19,273	10,712	平成26年度支給実績等から、支給決定件数の減少が見込まれるため						
計		19,273	10,712								

事業所管部局による点検・改善							
項 目			評 価	評価に関する説明			
国費投入の必要性	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。		○	平成26年度において約36万人分の実施計画届が提出されるなど、国民のニーズがあり、企業の雇用を維持を図るためには、国費を投入しなければ事業目的が達成できない。			
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。		○	雇用のセーフティネットとして有効に機能していることに加えて、支出を行うための予算財源は、事業主が負担する雇用保険料であり、国が実施すべき事業である。			
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。		○	政策目的としては、雇用保険法第62条第1項1号において、「景気の変動、産業構造の変化その他の経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合に、労働者を休業させる事業主その他労働者の雇用の安定を図るために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと」と規定されている。その達成手段として雇用保険法施行規則第102条の2及び3において雇用調整助成金が規定されており、本事業は優先度の高い事業となっている。			
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。		○	助成対象は支給要件に基づき、経済上の理由等により、事業活動が一定の水準以上に縮小している事業主に限定し、支出を行っている。			
	受益者との負担関係は妥当であるか。		-				
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。		○	1人あたり約2万円で雇用の維持が図られていることから、単位あたりのコストは妥当であるといえる。			
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。		-				
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。		○	事業目的に即し真に必要な事業主に限定されている。			
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。（理由を右に記載）		○	支給事務を行う都道府県労働局を通じて、毎月支給申請状況を把握し、これを基に予算要求を行っているものの、当初見込みよりも雇用情勢が持ち直したために、不用が生じたもの。			
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか		-				
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか		○	成果目標を上回る成果実績であり成果目標に見合ったものとなっている。			
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。		○	本助成金利用後の雇用維持率は成果目標として掲げている90%以上を超える実績を示しており、低コストで実施している。			
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。		○	リーマンショックや東日本大震災直後は、予算が不足することがないよう、十分な予算を確保していたものの、雇用情勢が回復しつつあり、利用状況を踏まえ予算を削減している。			
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。		-				
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。（役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載）		-				
	所管府省・部局名		事業番号				事業名
点検・改善結果	点検結果	本助成金利用事業所では、6ヶ月後の雇用維持率が90%を超えたことなどから、雇用の維持に役立っていると思われるが、雇用情勢の改善等により、利用実績は減少しており、平成26年度の延べ支給決定対象者数は26万人と当初見込み（236万人）の約1割に留まっている。					
	改善の方向性	本助成金については、リーマンショック、東日本大震災直後は、非常に多くの事業主に利用されたものの、その後の雇用情勢の改善等により、利用実績が減少している状況を踏まえ、予算額が適正な水準になるように見直す。					
外部有識者の所見							
点検対象外							
行政事業レビュー推進チームの所見							
現 り 状 通	改善の方向性は妥当であり、引き続き、事業の適性な執行に努めること。						
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況							
現 状 通 り	-						
備考							
〔平成25年度決算検査報告〕 (62) 雇用保険の雇用調整助成金の支給が適正でなかったもの (指摘の概要) 14労働局管内における104事業主については休業等を行っていないのにに行ったなどと偽ったり、支給額算定の基礎となる休業等の延べ人日数を誤るなどして申請しており、これら104事業主に対する雇用調整助成金の支給額のうち448,601,290円は支給の要件を満たしていなかったもので支給が適正でなく、不当と認められる。 (対応状況の概要) 指摘の不適正支給の助成金については、直ちに返還の措置を講じた。また、今後の不適正支給防止を図るため、事業主に対する指導や支給申請書等の調査確認の強化について、各都道府県労働局及び公共職業安定所に対し、指導を行った。なお、指摘を受けた448,601,290円のうち190,208,493円が返還済みである。（平成27年3月末現在）							
関連する過去のレビューシートの事業番号							
平成22年度	698	平成23年度	633	平成24年度	561		
平成25年度	478	平成26年度	484				

※平成26年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。



資金の流れ
（資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する）
（単位：百万円）

費目・使途 (「資金の流れ」に おいてブロックご とに最大の金額 が支出されている 者について記載 する。費目と使途 の双方で実情が 分かるように記 載)	A.大阪労働局			E.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	助成金	事業主に対する助成金支給	1,376			
	計		1,376	計		0
	B.A社			F.		
	費 目	使 途	金 額 (百万円)	費 目	使 途	金 額 (百万円)
	助成金	事業主に対する助成金支給	103			
	計		103	計		0

支出先上位10者リスト

A.	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	大阪労働局		1,376	－	－
2	東京労働局		723	－	－
3	愛知労働局		502	－	－
4	新潟労働局		333	－	－
5	兵庫労働局		305	－	－
6	長野労働局		231	－	－
7	茨城労働局		229	－	－
8	静岡労働局		222	－	－
9	埼玉労働局		200	－	－
10	京都労働局		198	－	－

B	支 出 先	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	入札者数	落札率
1	A社		103	－	－
2	B社		66	－	－
3	C社		41	－	－
4	D社		32	－	－
5	E社		28	－	－
6	F社		27	－	－
7	G社		27	－	－
8	H社		27	－	－
9	I社		23	－	－
10	J社		23	－	－